



STOP THE 格差社会! 第3弾 全道キャンペーン通信

NO.32 2014.11.7 発行責任者 連合北海道組織労働局

労働者派遣法改悪阻止に向け地元国会議員へ要請

連合は、第187回臨時国会に政府から提出されている労働者派遣法改正法案の成立阻止に向けた取り組みを展開している。衆議院厚生労働委員会での法案審議が開始されたが、政府法案を支持する会派が優勢を占める中、大変厳しい情勢にある。審議のヤマ場に向け、国会議員への働きかけが重要となることから、「労働者派遣法の改悪阻止に向けた緊急の取り組み」として、各地方連合会の関係議員に対し、派遣法改悪阻止に向けた要請行動の指示が出された。連合北海道は、10月29日の国会座り込み行動日に合わせて、以下の連合推薦地元選出国会議員への要請行動を展開した。

[衆議院]

横路 孝弘 衆議院議員(秘書 佐藤 克己)
荒井 聡 衆議院議員(秘書 山根 理広)

[参議院]

小川 勝也 参議院議員(秘書 三澤 研秀)
徳永 エリ 参議院議員(秘書 棟方 俊樹)
相原 久美子 参議院議員(自治労 難波副委員長)

2014年10月29日

衆議院議員
横路 孝弘 様

日本労働組合連合会北海道連合会
会長 工藤 和男

労働者派遣法の改悪阻止に向けたご協力の要請

日頃のご活躍に心より敬意を表します。

さて、第187臨時国会に政府から提出されている労働者派遣法改正案は、派遣期間制限を現実的に厳格するとともに均等待遇原則の導入を見送るなど、労働者保護の推進を拒くものとなっております。そのため、連合は、構成組織・地方連合会と一体となって、こうした労働者派遣法の改悪に新鋭団に対する取り組みを行っているところです。

つきましては、今臨時国会での労働者派遣法改正案の成立阻止に向け、各位の格別のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【労働者派遣法改正案の問題点】

- 労働者派遣法改正案は、現在最長3年とされる派遣期間制限を現実的に厳格しようとしており、労働政策審議会建議(平成26年1月29日)に明記された「派遣は臨時的・一時的な働き方」との原則を背抜きにしている。
- また、派遣労働者の処遇のあり方について、派遣先労働者との均等待遇原則の導入を見送るなど、根本的な改善策を講じていない。
- したがって、労働者派遣法改正案は派遣労働者の雇用安定や処遇改善につながるものではなく、「生涯」派遣で“低賃金”という状況を生み出し、わが国の雇用のあり方を大きく劣化させる懸念が大きい。

以上

北海道労働局より長時間労働削減にむけた取組要請を受ける

11/4 羽毛田労働局長より、連合北海道工藤会長宛に、要請の主旨を理解し、各企業において労使間で協議を行い「働き方改革」が進むよう配慮してほしいとの要請を受けました。

連合も11月を「連合 過労死等防止啓発特別行動月間」と位置付け、過労死等の撲滅に向けた取り組みを一層強化するため、「自組織内から過労死等を出させない」旨の宣言の採択、②労働時間関連のワークルールの重要性等に関する組合員への教育・啓発、③36協定の遵守状況の点検等を踏まえた使用者との協議等について周知しています。今後も行政と連携して取組を推進していくことを確認しました。



羽毛田労働局長から
要請書を受ける工藤会長

労働者派遣法改正案の強硬採決を許さない緊急街頭行動

① 2014年11月12日(水) 8:00~8:40

『札幌駅南口(佐藤水産前)』(中央区北4西3) 弁士: 連合北海道工藤会長 他

② 2014年11月14日(金) 12:00~12:40

『札幌パルコ』前(中央区南1西3) 弁士: 連合北海道出村事務局長 他

*産別・地協・地区連合加盟の組合員によるチラシ(ティッシュ)の配布